合格発表日以降、学習用端末を学校サイト以外(家電量販 店等)で購入された場合、必ず、領収書(レシート)はお手 元に保管をお願いします。

- 令和6年6月上旬にお知らせする「学習用端末購入支援 制度」に領収書(レシート)が必要です。
- 2 領収書(レシート)には以下の記載が必要です。

 - (1) 購入総額 (2) 端末本体の購入金額 (3) 販売事業者名及び購入日が確認できる領収書等